

## 議案第4号

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の変更について

次のとおり指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

変更前 八幡浜市地域交流拠点施設のうち、みなと交流館、公衆用トイレ、  
沖新田緑地公園及びその他の施設

変更後 八幡浜市地域交流拠点施設のうち、みなと交流館、大島交流館、公  
衆用トイレ、沖新田緑地公園及びその他の施設

#### 提案理由

八幡浜市地域交流拠点施設の一つとして新設する大島交流館の管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせることを目的として、指定管理者の指定をするため。

